

寺谷用水だより

No.10

理事長あいさつ

理事長 池田 藤平



新緑が美しく目に映える心地よい季節を迎え、組合員各位におかれましてはご健勝にてお過ごしのことと存じます。

本年は新市住民にとっても寺谷用水土地改良区にとっても大きな変革の年となりました。昭和30年より50年間、半世紀に亘り慣れ親しんできた市町村の枠組みが無くなり、磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村が一つとなり新しい磐田市が4月1日にスタートしました。

新市のリーダーを決める選挙が行なわれたことはよかったですと思います。何故なら我国の人口が減り経済成長が余り望めない以上は不要な事業を削り必要な事業を広げるなど、市長には強い改革意思と構想力や指導力が必要だからです。選挙戦を通じて数々の公約を掲げ市民に選択の場が与えられたその結果は、リーダーにとって住民の意向も解りますし信頼関係も保て強い指導力に繋がるからです。

今まで五市町村それぞれと連絡を取りながら業務を進めてまいりましたが、今後は一箇所で済むことによって業務がより簡素化されると同時に連携が密になります。旧五市町村の融和が図られ一日も早く新市の一体感が持てるようになって欲しいものです。新磐田市の益々の発展を願うものです。

さて、平成6年度から進めておりますパイプライン事業ですが、本年度の工事は三位一体の改革の影響で幾分減額されたものの「寺谷上流地区」「寺谷下流地区」共に国庫補助が決まり、ほぼ予定通りに工事が行なわれます。県当局を始め関係各位の御努力に感謝する次第です。

また今迄各市町村にお願いしてきました組合費（用水費）の賦課徴収を本年度から寺谷用水土地改良区独自で行なうこととなりました。各金融機関で口座振替の手続きをしていただきますようお願いいたします。

今年の通水は去る4月22日に清掃用水を実施し、5月1日に早期通水、6月1日に本格通水をし、9月26日に通水止めとする予定です。昨年は節水対策を講じることもなくほぼ順調に推移しましたが、今年も今のところ幸い佐久間ダムの貯水状況は心配ないようです。天竜川の恵みに感謝すると同時に寺谷用水傘下の用水組合の皆様には適正な水管理や用水路の清掃をお願いいたします。本年も無事稔りの秋を迎えることを祈念し御挨拶といたします。

今年の通水予定

試験通水	4月22日
通水開始	5月1日
通水終了	9月26日(予定)
(水田面積 1,493.6ha)	

早場米作付面積(ha)

旧市町村名	平成17年度	平成16年度
旧豊岡村	66.0	66.0
旧豊田町	23.2	37.9
旧磐田市	199.0	185.0
旧竜洋町	47.9	47.8
旧福田町	58.7	58.6
計	394.8	395.3



前野工区ポンプ場(磐田市前野地内)



ポンプ場内

前野工区(前野・草崎)パイプライン供用開始となる

平成16年度「県営かんがい排水事業天竜川下流寺谷地区」として採択されました前野工区は平成12年度より着手し、平成16年度事業をもちまして供用を開始することとなりました。受益は新幹線以南の磐田市前野、草崎、高木(一部)までの範囲となり、受益面積9.5ha、総事業費約736,000千円を要し、今年度舗装復旧を行い完成となる予定であります。本事業はポンプ運転による圧力方式であり、圃場には2枚の田に1箇所の給水栓が設置され、より有効な水利用と管理を行うことができます。さらに維持管理の強化を図るため、新たに前野・草崎用水管理組合を設立し、今後細部の運営管理に関して磐田市長、寺谷用水土地改良区理事長、前野・草崎用水管理組合長との管理協定を締結したいと考えています。

今後パイプライン事業実施地区の組合員の皆様方には、当地区を参考にいただき管理組合結成等、事業推進に一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

「天竜川下流寺谷地区」パイプライン事業 実施状況

平成16年度 実績

工区名	事業費	事業内容
高木工区	44,310,000円	支線 2,924.6m
前野工区	231,746,000円	幹線 138.1m、支線 4,814.7m、ポンプ300mm×2台、受電制御盤等
尼ヶ崎東工区	33,463,000円	幹線 264.6m、支線 2,005.8m
尼ヶ崎西(小島)工区	45,150,000円	ファームpond1式
大原・一色②工区	1,575,000円	概略事業費算出

平成17年度 計画

工区名	事業内容
高木工区	舗装復旧工 A=3,500㎡
前野工区	舗装復旧工 A=8,600㎡
尼ヶ崎東工区	支線 10,800m
尼ヶ崎西(小島)工区	幹線 400m
大原工区	パイプライン設計

「寺谷上流地区」パイプライン事業 実施状況

平成16年度 実績

工区名	事業費	事業内容
広瀬工区	177,030,000円	幹線 675m、支線 4,797m、舗装本復旧工、各種測量調査
岩田工区	171,759,000円	幹線 1,194m、支線 2,634m

平成17年度 計画

工区名	事業内容
広瀬工区	幹線 303m、支線 2,211m、取水工部用地買収167㎡、電柱移設2ヶ所
岩田工区	幹線 300m、支線 4,486m、道路・水路横断部詳細設計

寺谷用水土地改良区よりお願い!

- 事故防止
用水路は流れが速く深いので非常に危険です。魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。また、用水路付近で遊んでいる子供を見かけたら注意してください。
- ゴミ
軽い気持ちで空き缶やビニール袋を投げ入れないでください。取入口に詰まって下流まで水が流れません。
計器の故障の原因にもなり、多額の修理費がかかります。捨てている人を見たら注意しましょう。
- 施設破損
不注意により自動車事故などでフェンスなどを壊してしまったときは、当土地改良区まで連絡してください。
また、見かけた方はご一報ください。



毎年通水前にはこのような状態になります。

平成15年度一般会計決算

収 入 (単位: 円)

款	科目	決算額	予算額
1	賦課金	48,949,350	50,326,000
2	助成金	32,682,348	33,478,000
3	財産収入	0	10,000
4	借入金	189,525,000	189,525,000
5	使用料	32,700	32,000
6	繰入金	9,000,000	9,000,000
7	雑収入	3,031,996	2,524,000
8	繰越金	8,495,246	8,495,000
9	特別負担金	42,256,034	43,802,000
	合 計	333,972,674	337,192,000

支 出 (単位: 円)

款	科目	決算額	予算額
1	事務費	42,076,174	48,530,000
2	選挙費	775,000	825,000
3	事務所費	1,507,590	1,800,000
4	維持管理費	13,253,421	16,050,000
5	財産費	0	10,000
6	償還金	38,455,831	38,901,000
7	負担金	214,481,387	215,639,000
8	助成金	460,000	500,000
9	諸費	13,251,997	13,534,000
10	予備費	0	1,403,000
	繰越金	9,711,274	
	合 計	333,972,674	337,192,000

※平成16年度決算の承認は10月ですので、前々年度決算を記載してあります。

平成17年度一般会計予算

収 入 (単位: 円)

款	科目	17年度	16年度
1	賦課金	49,765,000	50,162,000
2	助成金	27,336,000	30,170,000
3	財産収入	10,000	10,000
4	借入金	210,000,000	186,375,000
5	使用料	32,000	32,000
6	繰入金	10,000	10,000
7	雑収入	2,960,000	3,210,000
8	繰越金	271,000	9,711,000
9	負担金	50,718,000	49,115,000
10	返戻金	2,000,000	0
	合 計	343,102,000	328,795,000

支 出 (単位: 円)

款	科目	17年度	16年度
1	事務費	38,570,000	36,720,000
2	選挙費	4,000	4,000
3	事務所費	1,800,000	2,050,000
4	維持管理費	12,810,000	13,720,000
5	財産費	10,000	10,000
6	償還金	49,619,000	41,859,000
7	負担金	226,274,000	202,571,000
8	助成金	650,000	650,000
9	諸費	9,260,000	29,357,000
10	予備費	2,105,000	1,854,000
11	貸付金	2,000,000	0
	合 計	343,102,000	328,795,000

◇ 農地転用手続 ◇

寺谷用水土地改良区管内の水田(畑かん地区内の畑を含む)を他の目的(宅地以外でも)に変更しようとするときは農地転入手続きをし、決済金を納めてください。(事務手数料 500円/件)

(1) 畑・温室(ビニールハウス)など

寺谷用水土地改良区の組合費を納めていればよいと思っている方もいるようですが、必ず転入手続きをしてください。

(2) 県・市などによる用地買収(道路拡幅など)の場合

用地買収説明の際に決済金の件を担当者に聞いて(どちらが寺谷用水土地改良区に納めるのか)後日のトラブルにならないようにしてください。※基本的には地主が納めます。

ほとんどの場合ご自分で手続きができますので、寺谷用水土地改良区までご連絡ください。

◇ 農地転用一時決済金について ◇

土地改良区の運営費は皆様から毎年いただく組合費(用水費)によって賄われています。

農地転用一時決済金とは、残された組合員が将来に渡り良好な状態で耕作していけるように、利用目的を変更した方から精算金としていただいているものです。

金額(本年度は320円/m²)は毎年3月の総代会で皆様の地区から選出された総代の方々により議決されております。

内訳は(現金債務)(事務費)(維持管理費)(事業費)などにより組み立てられています。

決済手続きをした土地については翌年度からの組合費(用水費)はいただきません。

本年度より組合費(用水費)の賦課徴収事務を寺谷用水土地改良区にて行います 組合費の納入は口座振替をご利用ください

今年の2月に組合員の皆様全員に口座振替依頼書を送付させていただきましたが、まだ記入されていない方は是非ご記入くださるようお願いいたします。 **提出期限 平成17年6月30日**

振込み(納入通知書を各金融機関へ提出してお金を納める方法)による納入方法では**金融機関へ支払う手数料が組合員個人の負担**となります。口座振替依頼書にご記入いただき口座振替を利用される場合には組合員個人の負担はありません。

いままでと同じ口座をご利用になる場合も再手続きをお願いいたします。

今まで税金等を振替していた口座は、寺谷用水費については事務の移行により効力がなくなりますので、**平成17年6月30日**までにご記入くださるようお願いいたします。

●**口座振替(自動払込)のできる金融機関は下記の4つです。**

・遠州中央農協各店 ・静岡銀行各店 ・磐田信用金庫各店 ・郵便局(全国)

●**寺谷用水土地改良区組合費について**

- ・寺谷用水土地改良区組合費 3,300円/10a (3.3円/m²)
- ・土地改良法第36条により用水利用の有無に関わらず受益地に必ずかかってくるお金です。
- ・田として利用していない(転作含)場合でも組合費はかかります。
- ※土地改良区へ農地転用一時決済金を納めない限り毎年賦課されます
- ・組合費は維持管理や事業推進などに充てられます。

組合費(用水費)賦課徴収のおおまかな流れ

今回お送りした耕作地一覧表をご確認いただき変更がある場合には変更させていただいたものを、変更のない方はそのままの内容で組合費の納入通知書をお送りします。

口座振替依頼書(自動払込利用申込書)のご記入について

・**提出期限の最終日は6月30日です。**

・これから毎年かかる寺谷用水費を、口座から引落しさせていただきます。(手数料不要)

・引落日は毎年11月末日(納入期限の最終日)とします。

※ご記入後はなるべく希望される金融機関への提出をお願いします。

◎今回、口座振替依頼書にご記入されない場合には振込みによる納入方法となり、金融機関への手料は組合員個人の負担となります。(寺谷用水の事務所にご持参いただく場合には手数料はかかりません)

耕作地一覧表の確認について

・**変更期限の最終日は8月31日です。**

・変更する土地がある場合には、今回お送りした「耕作地一覧表」に別紙記入例のとおりご記入ください。

・ご記入頂いた確認書の用紙を同封の返信用封筒(切手不要)に入れて寺谷用水までご返送ください。

・相手(借り手)が了承された場合のみ変更します。

8月31日以降に届出をされた場合には翌年度より変更いたします。

※ご記入いただく際、電話番号の記入も忘れなく。(御本人と変更先の両方)

◎**変更のない方は記入、返送いただく必要はありません。**

11月初旬納入通知書の送付

・変更期限の最終日時点(8月31日)の状況により納入通知書を作成し組合員の皆様に納入通知書をお送りします。

・**納入期限は11月末日となります。**
・**口座振替の方は納入期限の最終日に引落しをさせていただきます。**

・口座振替以外の方(振込み等)は納入通知書を持参し、金融機関で納めていただくか、もしくは寺谷用水の事務所まで納入通知書とお金を持ってきていただくかのどちらかの方法で納付してください。

※口座振替で納入される場合、引落し後は原則として領収書は発行しません。当土地改良区発行の領収書が必要な場合にはご連絡ください。

発行 寺谷用水土地改良区 〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地

TEL 0538-32-4655 FAX 0538-36-0609

E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp URL <http://www8.ocn.ne.jp/~teradani>